

濃厚接触者に該当する場合

濃厚接触者に該当する（定義にあてはまる）場合

症状が表れた際の自宅等での検査

- ・ 自宅待機期間中に症状が表れた際に、医療機関受診前に検査をするための抗原検査キット配送を都にお申込いただけます。
サイトはコチラ→<https://tokyo-testkit.jp/>

症状がある場合や、検査キットで陽性疑いとなった場合、体調急変時

受診の相談

- ・ 医療機関に連絡の上、自分が濃厚接触者であることを伝えて下さい。
 - * ご自宅で検査キットを使って検査をした場合、その結果も伝えて下さい。
 - * 家族が陽性の場合等、検査を実施せず、症状のみで医師が診断する場合があります。

※診療・検査医療機関の一覧

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html

- ・ 受診の際は自身で行った検査結果をお持ちください。

検査陽性、又は症状のみで新型コロナウイルス感染症と診断された場合

左記以外の場合

医師の指示に従って下さい。

自宅待機

- ・ 最後に接触した日から5日間の自宅待機をお願いします。
- ・ 自宅待機中に体調変化があった場合には、医療機関に連絡し、受診してください。
- ・ 最後に接触した日から2日目、3日目に自主的な検査（御自身で購入されたキットによる抗原定性検査）で陰性の場合、待機解除することができます。
 - ※ 2日目、3日目の自主検査に、都が配布するキットは使用しないでください。